

地方分権改革に関する提案募集について

平成29年10月26日

本 部 事 務 局

関西広域連合から行った提案のうち、「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」として区分された2項目について、所管府省の第2次回答（所管府省の第1次回答に対する提案団体の意見を踏まえたもの）が示されました。

1 所管府省の第2次回答の結果

- ・第1次回答からの変更

対応不可→提案と異なる措置 1項目

回答結果	項目数	提案項目
提案と異なる措置	1	①一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲
対 応 不 可	1	②広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃
計	2	

2 所管府省の回答及び関西広域連合意見

① 一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲

提 案 内 容	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業（貸し切りバスを除く）に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。
第1次回答	バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、その許可に際し、主に輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査を行っている。輸送の安全確保及び利用者の利益の保護を十分に図るためには、 <u>その性質上地域ごとに差異を設けるべきでなく、全国一律の基準の下で一元的な指揮命令系統により事務を行うことが不可欠であり、許認可等権限は国に存置する必要がある。</u>
連 合 見 意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「輸送の安全性の確保」については、全国一律の基準が必要であるとしても、基準を示した上で、地方に任せることが可能である。 ・ 「利用者の利益の保護」については、利用者の利益には「地域の特性」が含まれると考えられることから、利用者により近い立場にある地方に任せてこそ、最も効率的かつ効果的な判断ができると考える。 ・ 関西広域連合では、「平成30年度国の予算編成等に対する提案」の中で、地方分権改革の新たな手法として「権限移譲に係る実証実験制度の創設」を提案しており、そのことも踏まえて地方への権限移譲を前向きに検討すべき。 以上のことから、権限を地方に移譲すべきである。
第2次回答	バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、 <u>全国一律の基準の下で一元的な指揮命令系統により事務を行うことが不可欠であり、許認可等権限は国に存置する必要がある。</u> （1次回答と同内容） （連合が支障事例として提示している） <u>地方運輸局の管轄区域が2つに跨がる場合の申請書等の提出先については、道路運送法施行規則において（主管の地方運輸局に提出するよう）規定されているところであるが、地方運輸局によって扱いが異なる実態（個別に提出させる）があるという意見を受け、通知等を発出することにより周知徹底を図りたい。</u>

② 広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃

提 内 案 容	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係省庁との調整が終わっている事務の追加について、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。
第1次 回 答	広域連合の処理する事務に係る規約の変更に当たっては、総務大臣の許可を要し、当該許可に先だて総務大臣は国の関係行政機関の長に協議することとしている。こうした事前の手續は、国の最小限度の関与である。 ご指摘の地方分権改革提案募集や地方自治法第291条の2第4項に基づく広域連合の長の要請等に際して、 <u>広域連合と特定の行政機関の長との事前協議が行われたとしても、他の行政機関が関係を有する可能性が排除できず、届出制とすることは適当ではない。</u>
連 意 合 見	地方分権改革提案募集では、内閣府を通じて案件に応じ調整を要する関係行政機関が特定され、それに応じた調整がされた上で、最終的には閣議において方針が決定されるものであり、このような案件について、後に他の行政機関が関係を有することが判明し、事後的に取り消すこととなることは想定しづらく、届出制としても問題はないと考える。
第2次 回 答	許可に当たっては、総務大臣は、規約の内容の適法性だけでなくその妥当性をも判断しているところであり、 <u>届出制では総務大臣がその適法性・妥当性を判断することができず、適当ではない。</u> (提案募集における対応方針などの) <u>事実上の行為をもって法定の手續に代替することは適当ではない。</u>

3 第2次回答に対する対応

第2次回答に対する提案団体意見を関係府省に提出する機会は制度上ありませんが、連合の第1次回答について回答がなされていない箇所があるため、第1次回答に対する連合の意見を内閣府に再度提出し、関係府省に再検討を求めます。

4 今後のスケジュール

10月中旬～11月中旬 ○内閣府と関係府省との最終調整

12月上旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会において対応方針案を了承

12月中下旬 ○地方分権改革推進本部、閣議（対応方針の決定）

関西広域連合からの提案（32 項目）

区 分	提案項目
内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 【2 項目】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃 ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲
提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整対象とする提案 【30 項目】	<p>○法定協議会の事務局機能の移管に関する提案（2 項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域地方計画協議会の事務局機能の移管 ・ 港湾広域防災協議会の事務局機能の移管 <p>○出先機関等の事務権限の移譲に関する提案（15 項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲 ・ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲 ・ 中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲 ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲（販売事業） ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲（保安業務等） ・ 電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲 ・ 高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲 ・ 火薬類取締法に係る事務・権限の移譲 ・ 建設業法に係る事務・権限の移譲 ・ 宅地建物取引業法に係る事務・権限の移譲 ・ 不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲 ・ 土地収用法に係る事務・権限の移譲 ・ 建築基準法に係る事務・権限の移譲 ・ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲 ・ 土壤汚染対策法に係る事務・権限の移譲 <p>○平成 28 年の提案のうち再提案したもの（11 項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大 ・ 新規就農者の拡大支援（農業次世代人材投資資金（旧 青年就農給付金）の要件の緩和） ・ 災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止 ・ 観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲 ・ 地域医療の推進（国等が保有する医療関連データの利活用） <p>◇関西圏域の総合的な形成と土地利用・整備・保全を一体的に推進するための事務権限（内、6 項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲 ・ 近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止 ・ 複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲 ・ 複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲等 ・ 国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲 ・ 国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲 <p>○再提案のうち、新たな切り口で新規提案をしたもの（2 項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与 ・ 近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与

